

岡山労働局発表

令和7年9月17日

岡山労働局労働基準部賃金室
賃金室長 黒田和美
賃金指導官 中本弘一
電話 (086) 225-2014 (直通)

令和7年12月1日 から

岡山県最低賃金 **1,047円** (時間額) に改正決定！

- 1 岡山県内の全産業、全労働者に適用される岡山県最低賃金を以下のとおり改正します。

	改正後	改正日	改正前	引上げ額	引上げ率
時間額	1,047円	令和7年12月1日	982円	65円	6.62%

- 2 次の賃金は、最低賃金の対象から除外されます。

- ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ② 時間外手当・休日手当・深夜手当
- ③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- ④ 1月をこえる期間ごとに支払われる賃金（賞与等）



- 3 参考

- (1) 過去5年間の引上げ状況

	R3	R4	R5	R6	R7
最賃額	862円	892円	932円	982円	1,047円
引上げ額	28円	30円	40円	50円	65円
引上げ率	3.36%	3.48%	4.48%	5.36%	6.62%

引上げ額65円は、最低賃金を時間額で示す方式となった平成14年以降において、過去最大の引上げ額、引上げ率となっています。

今回の改定により、県内100人未満の事業所において、7万6千人以上に影響することとなります（令和7年最低賃金に関する基礎調査より）。

- (2) 中小企業・小規模事業者への支援

中小企業・小規模事業者の生産性向上、賃金を引き上げやすい環境整備の支援策として、賃金引上げパッケージの周知と利用勧奨を実施しています。